主 文 原判決を破棄する。 本件を名古屋地方裁判所に差戻す。 理 由

本件控訴申立の理由は弁護人提出の控訴趣意書記載の通りであるから右の記載を 引用する。

(要旨)職権を以て原審判決と記録を調査するに、(一)被告人には昭和二十五年十一月二十五日名古屋地方裁判所言渡〈/要旨〉(同年十二月十日確定) 賍物寄蔵同門の書で、(一)をは、「一)を表して、「一)被告人には昭和二十五年受罪懲役一年(但三年間執行猶予)及罰金一万円の確定判決がある。従つてている。従いてて、「一)を以て二分され刑法併合罪の規定に従ならない。所審検察官も論告求刑に付て、「一」を述べて、「一」を以て、「一」を表して、「一)を表し

(三) 更に原審第十四回公判廷(昭和二十八年一月三十日)に於て検察官は原判決第三の事実の被告人の認否に引続きその立証として被告人(自白)及Aの各検察官供述調書謄本の取調を請求し被吉人に於て刑事訴訟法第三百二十六条の同意をなし原審は之を採用して被告人供述調書(自白)A供述調書の順序に取調をしている。証拠調請求の順序の当否は暫く措きこの順序による取調は刑事訴訟法第三百一条の規定に反する違法な手続であること明白である。右の認否以前の第十三回昭和二十七年十二月十二日公判廷に於て被告人の前科調書起訴猶予調書身許調書の証拠調がなされていることは右の結論に影響がない。

(四) 尚又原審が若し原判決第三の事実を起訴状記載の内容の通りに個々の十回の独立した行為として認定したものとすれば判決に於て引用した証拠は前記供述調書謄本二通のみであり被告人の自白調書は起訴状の訴因に照応する十回の取引で昭和二十六年十月七日頃の二百本の取引に関する供述記載はないので此部分に付ては刑事訴訟法第三百十九条第二項に違背して補強証拠の裏付けなき被告人の自白又は自白調書のみで犯罪事実を認定したことになる原判決には如上掲認の如き法令違背訴訟手続違背があり右は判決に影響を及ぼすこと明かであるから控訴趣意書記載の量不当の論点に判断を為さず原判決は之を破棄すべきものとして主文の如く判決する。

(裁判長判事 高城運七 判事 柳沢節夫 判事 赤間鎮雄)